

No. 1089 (2020. 2.27)

## 個人情報保護法見直しの概要

- はじめに
- I 個人情報保護法制をめぐる国内外の動向
- 1 日本
- 2 海外
- II 個人情報保護法見直しの主な論点
- 1 端末識別子等の取扱い
- 2 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求
- 3 匿名加工情報及び「仮名化情報(仮称)」
- おわりに

キーワード：個人情報保護法、EU 一般データ保護規則、GDPR、カリフォルニア州消費者プライバシー法、CCPA、忘れられる権利、匿名加工情報

- 平成 29 年に施行された改正個人情報保護法では、情報通信技術の進展が著しいこと等から、3 年ごとの見直し規定が設けられており、これを踏まえた個人情報保護法の改正法案が第 201 回国会に提出される予定である。
- 本稿では、個人情報保護法制をめぐる国内外の動向を概観した上で、個人情報保護法の「いわゆる 3 年ごと見直し」における主な論点を紹介する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 あきやま みづき 秋山 瑞季

第 1089 号

## はじめに

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」）は、平成 27 年に改正され、同改正は平成 29 年 5 月 30 日に全面施行された。同改正では、情報通信技術の進展が著しいこと等から、施行後 3 年ごとの見直し規定が設けられており、これを踏まえた個人情報保護法の改正法案が第 201 回国会に提出予定とされている。本稿では、個人情報保護法制をめぐる国内外の動向を概観した上で、個人情報保護法の「いわゆる 3 年ごと見直し」における主な論点を紹介する。

## I 個人情報保護法制をめぐる国内外の動向

### 1 日本

#### (1) 平成 27 年改正まで

日本では、個人情報保護法は平成 15 年に制定されて以来、10 年余にわたって実質的な改正が行われていなかったが、その間の情報通信技術の発展により、多種多様かつ膨大なパーソナルデータ<sup>1</sup>が利活用されるようになったことを受け、個人の権利利益を保護しつつ、パーソナルデータの適正な利活用環境を整備する必要が生じていた<sup>2</sup>。平成 25 年 6 月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」<sup>3</sup>を受けて高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT 総合戦略本部」）の下に「パーソナルデータに関する検討会」が設置され、制度見直しに関する検討が行われた。同検討会における検討結果を踏まえて、平成 26 年 6 月、IT 総合戦略本部は「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」<sup>4</sup>を決定した。これを基に改正法案の立案作業が進められ、平成 27 年 9 月 9 日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」）が公布され、同法によって個人情報保護法が改正された。個人情報保護法の改正の主なポイントとしては、個人情報の定義の明確化、匿名加工情報の新設、個人情報の保護の強化（いわゆる名簿屋対策）、個人情報保護委員会（以下「委員会」）<sup>5</sup>の新設、個人情報の取扱いのグローバル化への対応等が挙げられる<sup>6</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 2 年 2 月 14 日である。

<sup>1</sup> 「パーソナルデータ」は、個人情報保護法が規定する「特定の個人を識別する情報」のみならず、個人に関する情報全般を含む表現として用いられる（「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書—パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策—」2013.6. 総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000231357.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000231357.pdf)> 参照）。

<sup>2</sup> 横澤田悠「改正個人情報保護法の概要」『法律のひろば』69(5)、2016.5、p.14。

<sup>3</sup> 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryoul.pdf>>

<sup>4</sup> 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」2014.6.24. 同上 <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/info/h260625\\_siryoul2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/info/h260625_siryoul2.pdf)>

<sup>5</sup> 個人情報保護委員会は、内閣府の外局として置かれた合議制の機関であり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。

<sup>6</sup> 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案 概要」2015.3.10. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/houan/150310/siryoul.pdf>>

## (2) 今回の個人情報保護法見直しの経緯

平成 27 年に改正された個人情報保護法では、情報通信技術の進展等を勘案し、3 年ごとに施行状況について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとされている（改正法附則第 12 条第 3 項）。これを踏まえ、委員会は、平成 31 年 1 月 28 日に「いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の着眼点」<sup>7</sup>を公表し、見直しにあたっての論点として、①個人データに関する個人の権利の在り方、②漏えい報告の在り方、③個人情報保護のための事業者における取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用に関する施策の在り方、⑤ペナルティの在り方、⑥法の域外適用の在り方、⑦国際的制度調和への取組と越境移転の在り方、を示した。これを基に、委員会は、個人情報保護をめぐる国内外の政策、技術、産業等の状況、消費者からの意見の分析、取りまとめを行うとともに、経済界からのヒアリングを実施し、平成 31 年 4 月 25 日に「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」）を公表した<sup>8</sup>。中間整理はパブリックコメントに付されるとともに<sup>9</sup>、委員会は更に検討を進め、令和元年 12 月 13 日に「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」<sup>10</sup>（以下「大綱」）を公表した。大綱は、令和元年 12 月 13 日から令和 2 年 1 月 14 日までの間、パブリックコメントに付された<sup>11</sup>。この結果等も踏まえ、委員会は、法改正を要する事項について、第 201 回国会への改正法案の提出を目指すこととしている<sup>12</sup>。

## 2 海外

個人情報保護法制をめぐる海外の動きとして、欧州連合（European Union: EU）では、従前のプライバシー保護の枠組みである「EU データ保護指令」<sup>13</sup>に代わるものとして、2018（平成 30）年 5 月 25 日から「EU 一般データ保護規則」（General Data Protection Regulation. 以下「GDPR」）<sup>14</sup>が施行された。米国では、これまで連邦・州レベルいずれにおいても包括的な個人情報保護法が存在せず、分野ごとの個別法で規制が行われてきたが、2018（平成 30）年、カリフォルニア州で、米国で初めて個人情報保護に関する包括的ルールを定める「カリフォルニ

<sup>7</sup> 「いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の着眼点」（第 86 回個人情報保護委員会 資料 1-2）2019.1.28. 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190128\\_shiryout1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190128_shiryout1-2.pdf)>

<sup>8</sup> 個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」2019.4.25. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press\\_betten1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf)>

<sup>9</sup> 中間整理に対する意見募集結果は、「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果について」2019.7.9. e-Gov ウェブサイト <<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=240000053&Mode=2>> 参照。

<sup>10</sup> 個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」2019.12.13. <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf>>

<sup>11</sup> 大綱に対する意見募集結果は、「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集の結果について」2020.2.12. e-Gov ウェブサイト <<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=240000058&Mode=2>> 参照。

<sup>12</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(10), p.6.

<sup>13</sup> “Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data,” *Official Journal of the European Union*, L281, 1995.11.23, pp.31-50. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:31995L0046>>

<sup>14</sup> “Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation),” *Official Journal of the European Union*, L119, 2016.5.4, pp.1-88. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679&from=EN>> 各 EU 加盟国における国内立法化を要する「指令」から、国内立法化を要さず各加盟国に直接適用される「規則」の位置付けとなった。GDPR に関する日本語文献として、宮下紘『EU 一般データ保護規則』勁草書房、2018 ほか参照。

ア州消費者プライバシー法」(California Consumer Privacy Act. 以下「CCPA」)<sup>15</sup>が成立し、2020(令和2)年1月1日から施行された。他州でもCCPAと同様の州法制定の動きが見られるほか<sup>16</sup>、連邦レベルでも、包括的なプライバシー法制定に向けた動きがある<sup>17</sup>。また、アジア各国でも、近年、個人情報保護に関する法整備が相次いでいる<sup>18</sup>。

## II 個人情報保護法見直しの主な論点

個人情報保護法の見直しの論点は多岐にわたるが(次頁表参照)、本稿では、①近時のリクルートキャリアによる内定辞退率の提供問題<sup>19</sup>を通じて注目が高まった端末識別子等の取扱い(提供先において個人データとなる情報の取扱いを含む。)、②個人データに関する個人の権利の在り方に関する論点として、利用停止・消去・第三者提供の停止の請求、③データの利活用の推進に関する論点として、匿名加工情報及び「仮名化情報(仮称)」について、概要を整理する。あわせて、参考として、関連するGDPR及びCCPAの規定を紹介する。

### 1 端末識別子等の取扱い

#### (1) 個人情報保護法上の取扱い

近年インターネット上では、広告事業者等によってクッキー(cookie)<sup>20</sup>や広告ID<sup>21</sup>等の情報が広く収集され、ターゲティング広告<sup>22</sup>の配信などに活用されている。

<sup>15</sup> “California Consumer Privacy Act of 2018 (Civil Code (CIV) Division 3, Part 4, Title 1.81.5.)” <[http://leginfo.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=CIV&division=3.&title=1.81.5.&part=4.&chapter=&article=>](http://leginfo.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CIV&division=3.&title=1.81.5.&part=4.&chapter=&article=>) CCPA に関する日本語文献として、石井夏生利「カリフォルニア消費者プライバシー法の論点」『NBL』1136号, 2018.12.15, pp.32-43 ほか参照。

<sup>16</sup> 各州の動きを紹介したものとして、“2019 Consumer Data Privacy Legislation,” 2020.1.3. National Conference of State Legislatures website <<https://www.ncsl.org/research/telecommunications-and-information-technology/consumer-data-privacy.aspx>>

<sup>17</sup> 2019(令和元)年12月には、米国連邦議会上院の商務・科学・運輸委員会において、連邦プライバシー法に関するヒアリングが実施された(“Examining Legislative Proposals to Protect Consumer Data Privacy,” 2019.12.4. U.S. Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation website <<https://www.commerce.senate.gov/2019/12/examining-legislative-proposals-to-protect-consumer-data-privacy>>; Charlie Warzel, “Will Congress Actually Pass a Privacy Bill?” *New York Times*, 2019.12.10. <<https://www.nytimes.com/2019/12/10/opinion/congress-privacy-bill.html>>)。

<sup>18</sup> アジアの状況について紹介したものとして、達野大輔「アジア主要国の個人情報保護法制」『Business Law Journal』11(10), 2018.10, pp.52-61; 「アジアで進む法整備」『日本経済新聞』2019.8.19。例えば、最近では、中国(2017年)、ベトナム(2019年)、タイ(2019年)等においてデータ保護に関連する法律が施行されている。

<sup>19</sup> リクルートキャリアが提供するサービス「リクナビDMPフォロー」において、就職活動中の学生が就活情報サイト「リクナビ」を閲覧した履歴をAIなどで分析し、当該学生が内定を辞退する確率(スコア)を推測、顧客企業に販売していた問題。平成30年3月以降のサービスでは、顧客企業から志望者の氏名等の個人情報を受け取り、それを基に「リクナビ」に登録された個人情報と突合してスコアを算出し、氏名等とともに顧客企業に提供していた。一方、同年2月までのサービスでは、氏名の代わりにクッキー(後掲注(20)参照)で突合し、リクルートキャリア側では特定の個人を識別できない方式でスコアを算出し、学生本人の同意を得ずに顧客企業に提供していた。提供を受けた顧客企業側では個人との紐付けが行われていた(「リクナビ問題 個人情報保護法に境界」『読売新聞』2019.9.6)。

<sup>20</sup> クッキー(cookie)とは、ウェブサイト側のサーバから閲覧者のブラウザに対して発行され、コンピュータのハードディスクに蓄積されるデータをいう。同じブラウザから再び同じウェブサイトにアクセスすると、ウェブサイト側のサーバにクッキー情報が送信され、過去にアクセスした利用者であることを確認できる(小向太郎『情報法入門—デジタル・ネットワークの法律—第4版』NTT出版, 2018, pp.24-25.)。

<sup>21</sup> 広告IDとは、スマートフォンやタブレット端末のアプリで利用される広告用の端末識別IDをいい、各ユーザーのアプリの使用状況等の情報を記録する(広瀬信輔『アドテクノロジーの教科書—デジタルマーケティング実践指南—』翔泳社, 2016, p.264; 「ネット広告用語集21」『週刊東洋経済』6767号, 2017.12.23, p.51.)。

<sup>22</sup> 主なターゲティング広告の種類として、ユーザーが自ら登録を行った年齢、性別、居住地等の属性情報を利用して

表 「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」の主な項目

	項目
個人データに関する個人の権利の在り方	利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和
	開示のデジタル化の推進
	保有個人データの範囲の拡大
	オプトアウト規制の強化
事業者の守るべき責務の在り方	漏えい等報告及び本人通知の義務化
	適正な利用義務の明確化
事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方	認定個人情報保護団体制度の多様化
	保有個人データに関する公表事項の充実
データ利活用に関する施策の在り方	「仮名化情報（仮称）」の創設
	提供先において個人データとなる情報の取扱い
ペナルティの在り方	現行の法定刑に関する必要に応じた見直し
法の域外適用の在り方及び国際的制度和への取組と越境移転の在り方	域外適用の範囲の拡大
	外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

(出典) 個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」2019.12.13. <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf>> を基に筆者作成。

個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる<sup>23</sup>もの又は個人識別符号<sup>24</sup>が含まれるものを「個人情報」として保護の対象とし（個人情報保護法第 2 条第 1 項）、第三者提供時の本人の同意取得等を求めている。このうち、「特定の個人を識別することができるもの」には、「他の情報と容易に照合することができ<sup>25</sup>、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」も含まれる（同項第 1 号）。クッキーや広告 ID 等を含む端末識別子等は、それ単体では個人を識別できず、個人識別符号にも該当しない。しかし、端末識別子等であっても、会員情報などの情報と突合されることで特定の個人を識別できる場合には、個人情報保護法上の個人情報に該当することとなる<sup>26</sup>。

広告を配信する「属性ターゲティング広告」、ユーザーの閲覧履歴や購買履歴等の行動履歴情報から、興味関心や消費行動を類推して広告を配信する「行動ターゲティング広告」、ユーザーが訪れた広告主サイトでの行動履歴情報をもとに、その広告主サイトへの再訪を促す広告を配信する「リターゲティング広告」、ユーザーの情報を利用せず、ユーザーが閲覧しているサイトのコンテンツに合った広告を配信する「コンテンツターゲティング広告」がある（一般社団法人日本インタラクティブ広告協会「インターネット広告における「個人関連情報」の取扱いに関するガイドライン等の取り組みについて」（第 98 回個人情報保護委員会 資料 1）2019.3.29, p.6. 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190329\\_shiryou1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190329_shiryou1.pdf)>）。

<sup>23</sup> 「特定の個人を識別できる」とは、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができるものとされる（瓜生和久編著『一問一答・平成 27 年改正個人情報保護法』商事法務, 2015, p.12.）。

<sup>24</sup> 「個人識別符号」とは、個人情報保護法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成 15 年政令第 507 号）で定めるものをいい、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋、パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等が該当する（個人情報保護委員会「個人情報保護法ハンドブック」p.4. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojinjouhou\\_handbook.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojinjouhou_handbook.pdf)>）。

<sup>25</sup> 「他の情報と容易に照合することができ」とは、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいう（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」2016.11.（2019.1. 一部改正）p.6. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_guidelines01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01.pdf)>）。

<sup>26</sup> 野呂悠登「ネット広告におけるユーザーデータの取扱いの法的留意点」『Business Law Journal』12(10), 2019.10, p.39.

ここで、ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」かどうかの判断基準は、一般に、提供元にあるとされる。つまり、提供元において特定の個人が識別できる場合には、提供先で特定の個人が識別できるか否かにかかわらず、提供元に対し個人情報として取り扱うことを求め、第三者提供の規制を適用するという考え方がとられている（いわゆる提供元基準）<sup>27</sup>。

## (2) 見直しの概要

一方で、提供元では特定の個人を識別できないが、提供先で特定の個人が識別できる場合に関しては、これまで明確な整理が行われていなかった。

しかし、近年、より効率的な広告配信等を行うため、ユーザーに関するデータの収集・蓄積・統合・分析を行う「DMP (Data Management Platform)」<sup>28</sup>と呼ばれるプラットフォームが普及している。この中で、提供先で氏名等に紐づく顧客情報に突合されることを想定した上で、クッキー等の情報を提供する事業者が存在することが指摘されている<sup>29</sup>。リクルートキャリアによる内定辞退率の提供問題も、このDMPが活用されたものとされており、一部のサービスで、リクルートキャリア側は、提供先の顧客企業側で個人との照合が行われることを認識した上で、クッキーに紐付けた内定辞退率を、本人の同意を得ずに企業側に提供していた<sup>30</sup>。これに対し、委員会は、「法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた」として、勧告を行うに至った<sup>31</sup>。

こうした状況を受け、大綱では、「提供元では個人データ<sup>32</sup>に該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」としている<sup>33</sup>。

なお、端末識別子等については、一定の要件に該当するものを個人情報保護法上の個人識別符号に含めるべきといった意見もある一方で<sup>34</sup>、経済界には、個人情報保護法の規制の対象とすることに反対の意見も見られる<sup>35</sup>。大綱においては、端末識別子自体を一律に規制することは盛り込まれていない。

<sup>27</sup> 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）」に関する意見募集結果」（第25回個人情報保護委員会 資料2-1（別紙2-1））2016.11.22, p.6. 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2811\\_bessi2-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2811_bessi2-1.pdf)> これに対し、提供先において特定の個人が識別できる場合に限り適用されるべきとする説も提唱されている（岡村久道「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しと検討課題（中）」『NBL』1020号, 2014.3.1, p.73.）。

<sup>28</sup> DMPには、企業が自社で蓄積したデータを活用するために用いるプライベートDMPと、様々な事業者から集めたクッキーや広告ID、又はDMP事業者が振ったIDに紐づくユーザーに関するデータを集め、統合、分析し、外部に提供するパブリックDMPが存在する（若江雅子ほか「オンライン広告におけるトラッキングの現状とその法的考察—ビッグデータ時代のプライバシー問題にどう対応すべきか—」『情報通信政策研究』2(1・2), 2018, pp.31, 38-39.）。

<sup>29</sup> 「閲覧履歴 知らずに拡散」『読売新聞』2019.3.20; 同上, pp.39-40.

<sup>30</sup> 「まだ終わっていないリクナビ問題 カギ握る「クッキー」」『朝日新聞デジタル』2019.10.28; 高木浩光「個人データ保護とは何だったのか」『世界』926号, 2019.11, pp.55-67.

<sup>31</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」2019.12.4. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191204\\_houdou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191204_houdou.pdf)>

<sup>32</sup> 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう（個人情報保護法第2条第6項）。

<sup>33</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(10), p.25.

<sup>34</sup> 『読売新聞』前掲注(29)（森氏意見）

<sup>35</sup> 「第99回個人情報保護委員会 議事録」2019.4.1, p.2.（新経済連盟意見）個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310401\\_giziroku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310401_giziroku.pdf)>

### (3) GDPR 及び CCPA の規定

#### (i) GDPR

GDPR では、「個人データ」とは、識別された又は識別され得る自然人（データ主体）に関するあらゆる情報を意味する。「識別され得る」とは、氏名、位置データ、オンライン識別子（これには IP アドレス、クッキー等が含まれる<sup>36</sup>。）等の識別子によって、又は、当該個人に固有の要素（身体的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、社会的な特徴等）によって識別可能なことを指す（GDPR 第 4 条第 1 項）。個人データを処理するには、本人の同意<sup>37</sup>を始めとする第 6 条に規定された適法性の根拠が必要となる<sup>38</sup>。

#### (ii) CCPA

CCPA では、「個人情報」を、特定の消費者若しくは世帯を識別し、これらに関連し、これらを記述し、これらと合理的に関係付けることのできる情報又はこれらと直接的・間接的に合理的に紐付け得る情報と定義している（CCPA 第 1798.140 条第(o)項(1)）。なお、CCPA において「消費者」とは、カリフォルニア州の住民である自然人を指す（同条第(g)項）。個人情報として列挙されているものの中には、端末識別子、クッキー等の一意個人識別子<sup>39</sup>が含まれる（同条第(o)項(1)、第(x)項）。これらの個人情報は、消費者による開示請求権や削除請求権、個人情報を第三者に販売しないよう求める権利等の対象となる。

## 2 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求

### (1) 個人情報保護法上の取扱い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者<sup>40</sup>が保有個人データ<sup>41</sup>の取扱いに関する一定の義務（利用目的による制限（第 16 条）、適正な取得（第 17 条）、第三者提供の制限（第 23 条第 1 項）、外国にある第三者への提供の制限（第 24 条））に違反した場合、本人が個人情報取扱事業者に対し、個人データの利用停止・消去又は第三者提供の停止を請求できる権利が定められている（第 30 条）<sup>42</sup>。これは、このような一定の個人情報保護法上の違反があった場合に、本人からの利用停止等の請求によって個人情報取扱事業者に違反を是正させることで、本人の権利利益侵害に関する将来的な危険の発生を抑制しようとする趣旨と解されている<sup>43</sup>。

<sup>36</sup> GDPR 前文第 30 項

<sup>37</sup> 同意については、自由になされた、特定され、情報提供を受けた上での、不明瞭ではない意思表示と定義され（GDPR 第 4 条第 11 項）、いつでも撤回が可能である（第 7 条第 3 項）。

<sup>38</sup> 同意以外の適法性の根拠としては、契約の締結・履行のための必要性、法的義務、生命に関する利益保護、公共の利益・公的権限の遂行、適法な利益がある。

<sup>39</sup> 「一意個人識別子」とは、経時的にかつ異なるサービス間で消費者等又は消費者等に紐付けられたデバイスを認識するために使用され得る、永続的な識別子を意味する（CCPA 第 1798.140 条第(x)項）。

<sup>40</sup> 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関や地方公共団体等は除外されている（個人情報保護法第 2 条第 5 項）。

<sup>41</sup> 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は 1 年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう（個人情報保護法第 2 条第 7 項）。

<sup>42</sup> 平成 27 年の改正で、本人による利用停止等の求めが、裁判上の救済を求め得る請求権であることが明確化された。

<sup>43</sup> 園部逸夫・藤原静雄編集、個人情報保護法制研究会『個人情報保護法の解説 第 2 次改訂版』ぎょうせい、2018、p.246。

## (2) 見直しの概要

利用停止・消去等の現状について、委員会における「いわゆる3年ごと見直し」の検討では、消費者から、事業者が利用停止・消去に対応しないことへの不満が見られ、本人の求めに応じた個人情報を消去できる仕組みにすべき等の要望があることが指摘された<sup>44</sup>。これに対して、中間整理では、個人の権利を保護していく観点からどのようにすれば一定の対応が可能か、企業側の実態も踏まえつつ具体的に検討していく必要がある旨が示され<sup>45</sup>、大綱では、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる」ことが盛り込まれた<sup>46</sup>。

## (3) GDPR 及び CCPA の規定

### (i) GDPR

日本の個人情報保護法上の利用停止・消去の権利と同様の趣旨のものとして、GDPR では「消去の権利（忘れられる権利）」が規定されている（GDPR 第 17 条）<sup>47</sup>。これは、①個人データが収集・処理目的との関係で必要なくなった場合、②データ主体が個人データの処理に対する同意を撤回し、他にデータ処理のための法的根拠が存在しない場合、③データ主体が個人データの処理に異議を申し立てた場合であって、データ処理を正当化する優先的な根拠がない場合、④個人データが違法に処理された場合、⑤EU 法又は加盟国の国内法の法的義務を遵守するために消去が必要な場合、のいずれかの条件を満たす場合に、データ主体に対し、自己に関する個人データを管理者（個人データ取扱いの目的・手段を決定する者）に消去させる権利を与え、管理者に対して、当該個人データを消去する義務を負わせるものである。ただし、表現及び情報伝達の自由の権利の行使、法的義務の遵守、公益目的等のために処理が必要な場合には、適用されない。

### (ii) CCPA

CCPA においても、消費者の削除請求権が規定されており、消費者から個人情報の削除の請求を受けた事業者は、原則として削除請求に応じるとともに、サービス提供者に削除を指示しなければならないとされている。ただし、消費者との間の契約履行、言論の自由の行使、法律義務の遵守等のために事業者又はサービス提供者が個人情報の保有を必要とする場合には、削除請求に応じる義務を負わない（CCPA 第 1798.105 条）。

## (4) 利用停止・消去の権利に関する論点（いわゆる「忘れられる権利」）

インターネット上では、掲載された情報が検索エンジン等により複製され、拡散されることから、検索エンジンに対して個人情報の利用停止・消去を求める権利（いわゆる「忘れられる

<sup>44</sup> 「報告：消費者等からの声（個人情報保護法相談ダイヤル・タウンミーティング）」（第 93 回個人情報保護委員会資料 1）2019.3.13, p.8. 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190313\\_shiryoul.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190313_shiryoul.pdf)>; 「第 95 回個人情報保護委員会 議事録」2019.3.20, p.5. 同上 <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310320\\_giziroku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310320_giziroku.pdf)>

<sup>45</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(8), pp.18-19.

<sup>46</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(10), p.8.

<sup>47</sup> 個人情報保護委員会は、個人情報保護法における利用停止・消去権（個人情報保護法第 30 条第 1 項）及びデータ内容の正確性の確保（同法第 19 条）と GDPR の消去の権利（忘れられる権利。GDPR 第 17 条）について、全く同一の規律ではないが、同様の趣旨に沿った規定であるとの考えを示している（第 196 回国会衆議院経済産業委員会議録第 10 号 平成 30 年 5 月 11 日 p.20.）。



権利)を認めるべきとの論点がある<sup>48</sup>。GDPRにおいては、検索エンジン上の個人データも消去の権利の対象となる。一方で、日本では、一般に検索エンジンは個人情報保護法上の「個人情報データベース等」(第2条第4項)に該当しないとされている<sup>49</sup>。利用停止・消去請求の名宛人となるのは、個人情報取扱事業者であるが、個人情報取扱事業者は、「個人情報データベース等」を事業の用に供している者をいう。また、利用停止・消去請求の対象となるのは、「保有個人データ」であるが、「保有個人データ」は、「個人情報データベース等」を構成する個人情報であることが前提となっている。以上を踏まえると、検索エンジンによる検索結果は、利用停止・消去請求の対象にならないこととなる。

このため、日本においていわゆる「忘れられる権利」は、一般に、民事法上の人格権に基づいて争われてきた<sup>50</sup>。最高裁判所は、平成29年1月31日の決定において、「検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が記載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、…(中略)…当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもの」とした上で、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」と判示している<sup>51</sup>。

一方で、いわゆる「忘れられる権利」をめぐる紛争について全てを司法の場に委ねることには限界があり、将来的には、個人情報保護委員会による削除のガイドラインの作成・公表や、立法化についても検討されるべきとの意見がある<sup>52</sup>。

仮に日本においていわゆる「忘れられる権利」を立法化する場合には、検索エンジン事業者が個人情報取扱事業者に該当し得る場合があるのかどうか、また、人格権に基づく検索結果の削除請求との関係や、表現の自由、知る権利との関係をどうするのかといった点について十分に検討する必要があるとの指摘がある<sup>53</sup>。

### 3 匿名加工情報及び「仮名化情報(仮称)」

#### (1) 個人情報保護法上の取扱い

個人情報保護法は、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供時に原則として本人の同意を得ることを求めているが、これらの制限は、事業者にとって負担が大きく、データ利活

<sup>48</sup> 宮下紘「忘れられる権利」『判例時報』2318号, 2017.3.11, p.5.

<sup>49</sup> 「インターネット上の検索エンジンであって検索用のソフトに体系的に個人情報としての索引が付されているわけではなく、他の情報と混在し、キーワードと同一の文字列であれば個人情報であるか否かに関わりなく法人名や地名等も含めて検索する仕組みになっているものは、「個人情報データベース等」には含まれない」とされる(宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 第6版』有斐閣, 2018, p.72.)。

<sup>50</sup> 宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」『情報法制研究』1号, 2017.5, p.47.

<sup>51</sup> 最高裁判所第三小法廷平成29年1月31日決定 最高裁判所民事判例集71巻1号63頁 本決定の概要については、宮下 前掲注(48)ほか参照。

<sup>52</sup> 宮下紘「「忘れられる権利」、日本でも真剣に考える時」『論座』2016.8.24. <<https://webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html>>; 宮下 同上, p.13.

<sup>53</sup> 「第106回個人情報保護委員会 議事録」2019.5.21, pp.4-5. (石井氏発言) 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/0521\\_giziroku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/0521_giziroku.pdf)>; 石井夏生利「いわゆる「忘れられる権利」の法制化—個人情報保護法改正へむけた中間整理の概要—」『ビジネス法務』19(8), 2019.8, p.86.

用の障壁となっていることが指摘されていた<sup>54</sup>。こうした中、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」において、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする新たな枠組みとして、「個人データ等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める」ことが盛り込まれた<sup>55</sup>。この大綱の内容を踏まえて、平成 27 年に改正された個人情報保護法では、「匿名加工情報」の概念が導入された。

「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができない<sup>56</sup>ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの<sup>57</sup>をいう（個人情報保護法第 2 条第 9 項）。匿名加工情報を作成する事業者及び匿名加工情報を第三者提供により受領する事業者には、個人情報保護法第 36 条から第 39 条までに規定する義務が課せられる<sup>58</sup>。加工方法については、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）で最低基準が定められているほか、ガイドライン<sup>59</sup>や委員会事務局のレポート<sup>60</sup>等が公表されている。一方、事業者が具体的にどのような加工を行うかについては、取り扱う個人情報の性質、取扱い実態等に応じて定めることが望ましいことから、認定団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねることとされている<sup>61</sup>。

## (2) 匿名加工情報の利活用に関する課題

平成 27 年の改正前の個人情報保護法の下でも、特定の個人が識別されないように加工を施せば、個人情報保護法の規制外であったが、具体的な加工方法や程度が不明確であったため、事業者が活用を躊躇（ちゅうちよ）する事例や、逆に、十分な加工を施すことなく利活用することによって消費者から懸念が示される事例が生じていた<sup>62</sup>。このため、匿名加工情報に関する規定を設けることで、その適正な利用に必要な手続が定められた意義は大きいとの評価がある<sup>63</sup>。一方、企業の間では、匿名加工情報作成に当たっての加工の程度に関する判断が難しいこと等から活用が十分に進んでいない現状も指摘されており<sup>64</sup>、加工方法等についてガイドライ

<sup>54</sup> 「「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について（事務局案）〈概要編〉」（第 7 回パーソナルデータに関する検討会 資料 1-1）2014.4.16, p.11. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai7/siryou1-1.pdf>>

<sup>55</sup> 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 前掲注(4), pp.7-8, 10.

<sup>56</sup> 「特定の個人を識別することができない」とは、「あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるもの」とされる（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」2016.11.（2017.3. 一部改正） p.4. <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf>>）。

<sup>57</sup> 「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、「あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることを求めるもの」とされる（同上）。

<sup>58</sup> 具体的には、匿名加工情報の作成者に対しては、適切な加工、作成時・第三者提供時の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等の公表、安全管理措置、識別行為の禁止、受領者に対しては、第三者提供時の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等の公表、識別行為の禁止、安全管理措置の義務が課せられる。

<sup>59</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(56)

<sup>60</sup> 個人情報保護委員会事務局「個人情報保護委員会事務局レポート—匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて—」2017.2. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report\\_office.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office.pdf)>

<sup>61</sup> 同上, p.4.

<sup>62</sup> 宇賀克也『個人情報保護法制』有斐閣, 2019, p.104.

<sup>63</sup> 宇賀克也ほか「座談会 個人情報保護法制の改革の意義と課題」『法の支配』192-1 号, 2019.1, p.20.（新保氏発言）

<sup>64</sup> 「企業の 6 割 活用予定なし」『日本経済新聞』2019.2.11; 日本経済団体連合会「Society 5.0 の実現に向けた個人

ンの改善を求める声も上がっている<sup>65</sup>。また、匿名加工技術に精通した専門家が不足していることや<sup>66</sup>、一般的に匿名加工情報の制度に対する正確な理解が浸透しているとは言い難く、より一層の周知広報、事業者・消費者への分かりやすい説明が必要との指摘がある<sup>67</sup>。このような状況の下、事業者の間では、一定の安全性を確保しつつ、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、いわゆる「仮名化」された個人情報を利活用しようとするニーズが高まっていることが指摘されている<sup>68</sup>。

なお、委員会の調査によると、平成30年度末時点の匿名加工情報の作成等に係る公表状況として、379の事業者が公表しており、業種の内訳は、小売業が107件(28.2%)、医療・保険福祉業が103件(27.2%)、サービス業が85件(22.4%)、情報通信業が7件(1.8%)、その他が77件(20.3%)となっている<sup>69</sup>。

### (3) 見直しの概要（「仮名化情報（仮称）」の導入）

委員会における「いわゆる3年ごと見直し」の検討では、匿名加工情報と、GDPRの匿名化・仮名化（次項参照）との比較が行われた<sup>70</sup>。中間整理では、日本でも、「仮名化」のような個人情報と匿名加工情報の中間的規律の必要性について具体的な検討を行っていく旨が盛り込まれ<sup>71</sup>、大綱では、「他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入する」とされた。「仮名化情報（仮称）」では、本人を識別する利用を伴わない事業者内部における分析への限定や、利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和することとしている。ただし、「仮名化情報（仮称）」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととしている<sup>72</sup>。

仮名化については、有識者ヒアリングにおいて、一定の有用性がある旨の意見があった一方で<sup>73</sup>、仮名化データについて特別な取扱いを認めるとなると、安全な仮名化データとはどのようなものか、仮名化データの取扱いについてどのような義務を課すべきか、という議論が必要となるが、これは匿名加工情報の在り方の議論と同じものではないかといった意見や<sup>74</sup>、十分な安全措置が施されることによって本人の権利への配慮がなされていれば、匿名加工の技術等を活用することで、利用の範囲を広げることを許容する制度の方が現実的なのではないかといった指摘もあがった<sup>75</sup>。

データ保護と活用のあり方」2019.10.15. p.10. <[https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/083\\_honbun.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/083_honbun.pdf)>

<sup>65</sup> 「第97回個人情報保護委員会 議事録」2019.3.27, p.8. (日本経済団体連合会発言) 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310327\\_giziroku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310327_giziroku.pdf)>

<sup>66</sup> 宇賀ほか 前掲注(63), p.20. (岡村氏発言)

<sup>67</sup> 同上, p.21. (新保氏発言)

<sup>68</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(10), p.21.

<sup>69</sup> 個人情報保護委員会 「年次報告 平成30年度」p.44. <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/010611\\_annual\\_report\\_h30.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/010611_annual_report_h30.pdf)>

<sup>70</sup> 「個人情報保護を巡る国内外の動向（データ利活用に関する施策の在り方関係）」(第91回個人情報保護委員会 資料2) 2019.3.4, p.8. 個人情報保護委員会ウェブサイト <[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190304\\_shiryoku2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190304_shiryoku2.pdf)>

<sup>71</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(8), p.40.

<sup>72</sup> 個人情報保護委員会 前掲注(10), p.22.

<sup>73</sup> 「第105回個人情報保護委員会 議事録」2019.5.17, p.29. (鈴木氏発言) 個人情報保護委員会ウェブサイト <[http://www.ppc.go.jp/files/pdf/0517\\_giziroku.pdf](http://www.ppc.go.jp/files/pdf/0517_giziroku.pdf)>

<sup>74</sup> 「第106回個人情報保護委員会 議事録」前掲注(53), p.18. (森氏発言)

<sup>75</sup> 「第105回個人情報保護委員会 議事録」前掲注(73), p.11. (小向氏発言)

#### (4) GDPR 及び CCPA の規定

##### (i) GDPR

GDPR では、個人データに該当するか否かに関する概念として、「匿名化された個人データ (personal data rendered anonymous)」及び「仮名化 (pseudonymisation)」が存在する。匿名化の明確な定義は置かれていないが、前文第 26 項で、データ主体を識別できないように匿名化された個人データは GDPR の適用対象外とされている<sup>76</sup>。一方で、「仮名化」とは、「追加的情報が分離して保管されており、その追加的情報なしには、個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができない態様による個人データの処理」をいう (GDPR 第 4 条第 5 項)。匿名化とは異なり、仮名化された情報は、追加的情報と組み合わせることでデータ主体を特定できることから、依然として、個人データとして GDPR の適用を受ける (前文第 26 項)。仮名化は、データ主体に対するリスクを低減し、管理者によるデータ保護義務の遵守を助けるものとされており (前文第 28 項)、リスクに対する安全性確保のための適切な技術上・組織上の措置の一つとされている (第 32 条第 1 項(a)号)。

##### (ii) CCPA

CCPA では、「非識別化 (Deidentified)」及び「仮名化 (Pseudonymization)」の概念が存在する。「非識別化」とは、事業者が、当該情報の関係する消費者の再識別を禁止する技術的な保護措置を確保している場合等であって、直接的又は間接的を問わず合理的に特定の消費者を識別することのできない情報をいう (CCPA 第 1798.140 条第(h)項)。非識別化された消費者の情報は、個人情報に該当しないことが明確化されている (同条第(o)項(3))。一方、「仮名化」とは、「個人情報識別された又は識別可能な消費者に帰属しないよう確実に追加的情報が分離して保管され、技術的及び組織的措置が講じられている場合に、追加的情報を使用しなければ個人情報が特定の消費者に帰属しないようにする形の個人情報の取扱いをいう」とされており、GDPR の定義と類似している (同条第(r)項)。ただし、仮名化された消費者の個人情報に対し、CCPA に規定された各種の個人の権利や事業者の義務等がどこまで適用されるかについては明らかでないとの指摘がある<sup>77</sup>。

## おわりに

個人情報保護法の「いわゆる 3 年ごと見直し」では、本稿で紹介したように、様々な論点が検討されている。情報技術の発展に伴い、個人に関するデータが様々な形で収集・活用される中、個人の、自らの情報の取扱いに対する関心は高まっている。個人の権利保護とデータの利活用の在り方について、十分な検討が行われることが望まれる。

<sup>76</sup> 匿名化は、不可逆的に個人の識別を防止するものであり、EU データ保護指令下で第 29 条作業部会が公表した匿名化に関する意見書では、匿名化の基準として、①個人を見分ける (Singling out) ことが可能かどうか、②個人に関する記録と結び付ける (Linkability) ことが可能かどうか、③特定の個人に関する情報であるとの推定 (Inference) が可能かどうか、が挙げられている (Article 29 Data Protection Working Party, “Opinion 05/2014 on Anonymisation Techniques (0829/14/EN WP2016),” Adopted on 10 April 2014, pp.11-12. <[https://ec.europa.eu/justice/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2014/wp216\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/justice/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2014/wp216_en.pdf)>)。

<sup>77</sup> Future of Privacy Forum, “Comparing privacy laws: GDPR v. CCPA,” p.16. <[https://fpf.org/wp-content/uploads/2018/11/GDPR\\_CCPA\\_Comparison-Guide.pdf](https://fpf.org/wp-content/uploads/2018/11/GDPR_CCPA_Comparison-Guide.pdf)>